

解約通知書

貸主 _____ 様

この度、次のとおり賃貸借契約を解除し、退去日までに明渡すことをご通知いたします。
また、下記注意事項を厳守いたします。

届出日 年 月 日

物件名		契約開始日	20 年 月 日
所在地	〒		
賃料		共益費	
		その他	
解約日	月 日 ※届出日から予告期間後以降の日付	退去立会希望日	月 日 時 ※7イット・エスト立会の場合は水曜以外の営業日
契約者		TEL	
勤務先名 又は学校名		TEL2 (携帯)	
mail			
お引越先 住 所	〒		
TEL			
敷 金 等 返 金 口 座			
金融機関名	支店名	口座	
		普通 当座	
名義人 (カナ)	()		

※未記入項目がございますと、お受付できない場合もございますので、ご了承下さいませ。

上記の賃貸借契約を解約したく本書を持って通知いたします。
尚、解約受付後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償いたします。

ご署名

印

【ご注意とお願い】

- ①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。
万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ②退去 (明渡し) 退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。
- ③賃料等 契約解除日以前に住宅を退去されても、契約解除日までの賃料がかかります。
(※解約月の賃料は1ヶ月分お支払い下さい。(敷金精算時日割り計算致します))
(※金融機関にて自動送金手続きをされている場合、契約解除日の翌月分から停止をご自身で行ってください。)
- ④公共料金等 電気、ガス、水道および電話は各供給期間に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算して下さい。
- ⑤敷金の返金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後概ね1ヶ月以内に貸主より、上記指定口座にお振込みいたします。
- ⑥退去日の変更 一度ご通知いただいた退去日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。
次の引越日が未定の場合、余裕をもって退去日を設定して下さい。
- ⑦保険等 保険等の解約はご自身 (ご契約者) にて保険会社に連絡の上、解約等のお手続が必要になります。